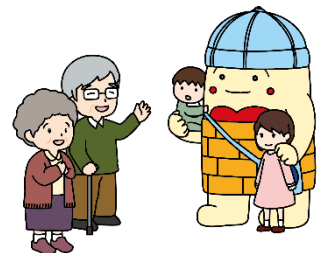


会員増強月間 7月1日～7月31日

令和8年度 東大和市社会福祉協議会 会員会費の納入にご協力をお願いします



社会福祉協議会(社協)は、社会福祉法に「地域福祉を推進する組織」として位置付けられており、高齢者、障害者、子どもたちなど「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を行っている団体です。地域住民や福祉関係機関、行政等と協力し合いながら、みんなで地域福祉の推進に向けた取組を行っています。

社協会員とは？

会員とは社協の活動にご賛同いただき、資金面からサポートしていただける方です。会員の皆様に納めていただく会費は、社協が行う活動の重要な財源となっています。実際に活動に参加できなくても、皆様からの会費が東大和市の地域福祉を推進し、福祉のまちづくりへの大きな力となります。

※ 会員は強制加入ではなく、会員になったからといって社協から何かをお願いすることはありません。

会員会費の区分

《個人会員 300円から》

個人として、また自治会等を通じて社協の活動を支援するために加入していただいています。

《福祉団体会員 一口3,000円》

社会福祉法人をはじめ、福祉施設や作業所、団体など福祉に携わる団体や法人が社協の活動を支援するために加入していただいています。

《賛助会員 一口5,000円》

企業などが社協の活動を支援するために加入していただいています。

会費納入の方法

○社協の窓口で直接納入

○自治会などを通じて納入

各自治会によって対応は異なりますので、詳しくは加入している自治会等へご確認ください。

○払込取扱票による納入

ゆうちょ銀行で使用できる払込取扱票を使用した納入も可能です。(ご希望の方には取扱票を郵送いたします。)

○口座振込による納入

金融機関名：東京みどり農業協同組合

支店名：東大和

口座番号：普通 2203453

口座名義：福)東大和市社会福祉協議会

※領収書の発行をご希望の方は、お手数ですがご連絡ください。

※振込手数料はお客様のご負担でお願いします。

○クレジットカードによる納入

寄附決済サービス「Syncable」

(シンカブル)を利用し、

クレジットカードから納入

いただけます。



Syncable

※東大和市社会福祉協議会の会員会費は寄附金控除の対象になる場合があります。詳細はお住まいの地域の税務署までお問い合わせください。

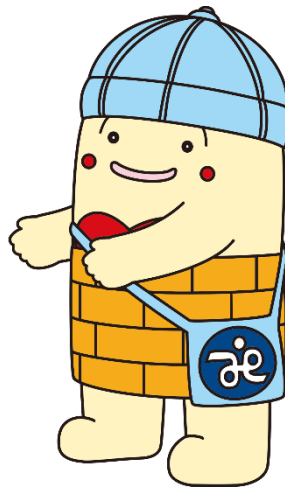
令和7年度は1,790,326円のご協力をいただきました。
皆様のご支援、ご協力に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

○サロン活動

市内で活動している「ふれあいなごやかサロン」は会費を財源の一部として活動しています。



サロンについて



ご協力いただいた会費は、さまざまな事業や住民主体の活動に活用されており、社協の活動を支える大切な財源となっています。

○広報・啓発活動

東大和社協だより（4・7・10・1月発行）やホームページ、SNSを通じて地域福祉に関する情報を発信しています。



広報紙・発行物



公式X



公式LINE

○こども食堂

こども食堂は地域を支える大切な取組です。会費を財源の一部として食材購入等の支援をしています。



こども食堂について



○車いすステーション

市内各地域に車いすステーションを設置し、車いすを必要とする方に貸出しを行います。



車いすステーションについて



○災害ボランティアセンター設置・運営訓練

災害に備え、市民の方と共同で毎年災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行っています。また、立ち上げに備えた備品を整備しています。



災害ボランティアセンターについて



■お問合せ■

社会福祉法人 東大和市社会福祉協議会

〒207-0015 東大和中央3-912-3

TEL 042-564-0012 FAX 042-564-3680

開所時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時／土曜日 午前8時30分～正午（祝日・年末年始除く）



公式ホームページ